

○厚生労働省令第百二十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年八月三日

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第五款（略） 第六款 職業安定局（第四十一条―第四十八条の三） 第七款 第十三款（略） 第二節 第三款（略） 第二章 第四章（略） 附則 （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官） 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官それぞれ一人を置く。 2 5（略） 6 医薬国際交渉官は、命を受けて、医薬分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づき情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、医薬分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。 （公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十六人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 9（略） （監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官） 第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官一人を置く。 2 8（略） （削る） 9 厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。 （削る） 一 四（略）	目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第五款（略） 第六款 職業安定局（第四十一条―第四十八条） 第七款 第十三款（略） 第二節 第三款（略） 第二章 第四章（略） 附則 （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官） 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。 2 5（略） （新設） （公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 9（略） （監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官） 第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。 2 8（略） 9 会計管理官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の調整及び管理に関する事務をつかさどる。 10 厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。 一 厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。 二 五（略）	改 正 前

第十二条 (地域医療構想推進室)

地域医療計画課に、地域医療構想推進室を置く。

2 地域医療構想推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域における保健医療に係る計画に関すること(医事課の所掌に属するものを除く)。
- 二 へき地医療体制の整備に関すること。

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第四条第一項に規定する地域医療支援病院に関すること。

四 医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院に関すること。

3 地域医療構想推進室に、室長を置く。

第十二条の二 (看護サービス推進室)

医療経営改革課に、看護サービス推進室を置く。

2 看護サービス推進室は、医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務(保健師、助産師、看護師及び准看護師に関するに限る。)をつかさどる。

3 看護サービス推進室に、室長を置く。

(国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官)

第十三条 医療機構運営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。

257 (略)

第十五条 (看護職員確保対策官)

看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。

(削る)

(削る)

2 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二十三号) 第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに医療経営改革課の所掌に属するものを除く。)を行う。

(創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官)

第十六条 医薬産業振興企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。

256 (略)

第三十三条 (労働保険徴収業務室)

2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)並びにこれらに係る徴収金の徴収の用に供する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3 (略)

第十二条 (医療安全推進・医務指導室)

地域医療計画課に、医療安全推進・医務指導室を置く。

2 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 特定機能病院に関すること。

三 医療監視員に関すること。

四 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

3 医療安全推進・医務指導室に、室長を置く。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)